

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

30 - 外 1 - 38

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2019年 9 月18日

【会社名】

クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】

ディレクター フラヴィオ・ラルデリ
(Flavio Lardelli, Director)

【本店の所在の場所】

スイス チューリッヒ CH-8001
パラデプラッツ 8 番地
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 犬 島 伸 能

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

(03)6889-7000

【事務連絡者氏名】

弁護士 犬 島 伸 能

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】

(03)6889-7000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】

社債

【今回の売出金額】

1 億6,391万2,000インド・ルピー
(円貨換算額 2 億5,242万4,480円)
(上記円換算額は 1 インド・ルピー = 1.54円の換算率 (2019年 9 月13日
現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値) によ
る。)

【発行登録書の内容】

提出日	2018年11月 6 日
効力発生日	2018年11月14日
有効期限	2020年11月13日
発行登録番号	30-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30 - 外 1 - 1	2018年11月15日	2 億1,614万8,275円		該当事項なし
30 - 外 1 - 2	2018年11月20日	6 億117万700円		該当事項なし
30 - 外 1 - 3	2018年11月20日	3 億円		該当事項なし
30 - 外 1 - 4	2018年11月30日	4 億8,994万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 5	2018年12月11日	3 億4,965万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 6	2018年12月12日	14億8,900万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 7	2018年12月18日	4 億800万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 8	2018年12月19日	3 億3,410万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 9	2019年 1 月17日	6 億4,500万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 10	2019年 1 月17日	9 億2,000万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 11	2019年 1 月18日	18億7,300万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 12	2019年 1 月22日	2 億円		該当事項なし
30 - 外 1 - 13	2019年 2 月21日	3 億2,900万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 14	2019年 2 月21日	21億3,600万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 15	2019年 2 月22日	9 億3,000万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 16	2019年 2 月22日	1 億9,677万750円		該当事項なし
30 - 外 1 - 17	2019年 3 月 1 日	3 億円		該当事項なし
30 - 外 1 - 18	2019年 3 月12日	22億2,900万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 19	2019年 3 月29日	1 億9,230万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 20	2019年 4 月 2 日	23億1,300万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 21	2019年 4 月 2 日	15億4,500万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 22	2019年 5 月10日	3 億9,463万2,000円		該当事項なし
30 - 外 1 - 23	2019年 5 月14日	15億円		該当事項なし
30 - 外 1 - 24	2019年 5 月23日	15億円		該当事項なし
30 - 外 1 - 25	2019年 5 月23日	3 億5,650万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 26	2019年 6 月18日	24億円		該当事項なし
30 - 外 1 - 27	2019年 6 月20日	31億円		該当事項なし
30 - 外 1 - 28	2019年 7 月 4 日	13億3,172万4,700円		該当事項なし
30 - 外 1 - 29	2019年 7 月 9 日	2 億5,000万円		該当事項なし
30 - 外 1 - 30	2019年 7 月12日	13億2,000万円		該当事項なし

30 - 外 1 - 31	2019年 7 月22日	8 億7,000万円	該当事項なし	
30 - 外 1 - 32	2019年 8 月 8 日	12億3,174万2,200円	該当事項なし	
30 - 外 1 - 33	2019年 8 月 9 日	1,486万2,500トルコ・リラ (2 億8,773万8,000円) (注 1)	該当事項なし	
30 - 外 1 - 34	2019年 8 月13日	6 億600万円	該当事項なし	
30 - 外 1 - 35	2019年 8 月16日	1,248万2,400トルコ・リラ (2 億3,654万1,480円) (注 2)	該当事項なし	
30 - 外 1 - 36	2019年 8 月30日	5 億6,700万円	該当事項なし	
30 - 外 1 - 37	2019年 9 月12日	4 億500万円	該当事項なし	
実績合計額		343億5,395万8,105円 (注 3)	減額総額	0 円

- (注 1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2019年 9 月19日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は 1 トルコ・リラ = 19.36円の換算率 (2019年 8 月 8 日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値) で換算している。
- (注 2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2019年 9 月25日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は 1 トルコ・リラ = 18.95円の換算率 (2019年 8 月13日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値) で換算している。
- (注 3) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,656億4,604万1,895円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2029年10月24日満期 インド・ルピー建ゼロクーポン社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	2億8,000万インド・ルピー	売出価額の総額	1億6,391万2,000インド・ルピー
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10万インド・ルピー
償還期限	2029年10月24日（以下「満期日」という。）（注2）		
利 率	該当事項なし		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
利払日	該当事項なし		
摘 要	(1) 信用格付 本書日付現在、発行会社（以下に定義する。）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA1の、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からA+の、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期格付を取得している。 ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.com/site/japan）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。 (2) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。		

（注1）本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2018年9月10日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」とい

う。)に基づき発行会社によって2019年10月23日(以下「発行日」という。)に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。ユーロ市場で発行される本社債の額面総額は、上記の日本における売出券面額の総額と同額である。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 満期日が営業日(以下に定義する。)でない場合には、当該満期日は修正翌営業日調整(以下に定義する。)に従った調整が行われる。

(注3) 「インド・ルピー」とはインド共和国の法定通貨を、「円」又は「日本円」とは日本国の法定通貨を意味する。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の58.54%	2019年9月19日から 同年10月18日まで	20万インド・ルピー以上 10万インド・ルピー単位	なし	売出人の日本における 本店及び所定の営業所
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- (1) 本社債の日本における受渡期日は、2019年10月24日である。
- (2) 本社債のすべての申込人は2019年10月24日に売出価格を日本円にて支払う。
- (3) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (4) 本社債は1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の代理人との間で締結された2019年7月12日付の代理契約（その後の修正、改訂又は補足を含み、以下「代理契約」という。）及び発行会社が発行する社債に関して締結した2019年7月12日付の約款捺印証書（発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS捺印証書」という。）に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人（もしあれば）をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者（以下「本社債権者」という。）は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及びCS捺印証書の写しは、本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供される。

以下の社債の要項（以下「本要項」という。）は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

1. 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され（以下「無記名式社債券」という。）、額面金額は10万インド・ルピーに相当する金額とする。

無記名式社債券は無記名式大券（以下「大券」という。）に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。

大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）（以下、それぞれ「決済システム」という。）によって又はかかる決済システムのために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者（別の決済システムの記録に表示されている限度で当該決済システムを除く。）（当該本社債について、以下「アカウント保有者」という。）（明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該本社債の額面金額についてアカウント保有者が発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。）は、当該本社債の当該額面金額の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又は決済システムのために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債はユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

2. 本社債の地位

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

3. 利息

本社債には利息は付されない。

4. 償還及び買入

4.1. 満期償還

下記の規定に従い満期日前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、参照為替レートをを用いた以下の算式に従い計算代理人によって計算される円貨額（1円未満を四捨五入する。）（以下「満期償還金額」という。）で償還されるものとする。

$$10\text{万インド・ルピー} \times \text{参照為替レート}$$

「参照為替レート」とは、参照為替レート決定日に関し、1インド・ルピー当たりの円の数値として表示される、円/インド・ルピー為替レートをいい、以下の数式に従い計算代理人によって決定される。かかるレートは、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで求める。

$$\text{参照為替レート} = 100 \div \text{インド・ルピー/円FBILレート}$$

「インド・ルピー/円FBILレート」とは、参照為替レート決定日における午後1時30分（ムンバイ時間）頃、又はその後当該参照為替レート決定日において実務上可能な限り速やかに、フィナンシャル・ベンチマークス・インディア・プライベート・リミテッド（www.fbil.org.in）が報告し、トムソン・ロイター・スクリーン「INRREF=FBIL」ページにおいて表示されるインド・ルピー/円為替スポット・レートであり、100円当たりのインド・ルピーの数値として表示される。

トムソン・ロイター・スクリーン「INRREF=FBIL」ページがかかるレートを報告しなくなったか若しくは利用可能でない場合で、かつその他のページ又はサービスにより承継されていない場合、又は、理由の如何を問わず、参照為替レート決定日にインド・ルピー/円FBILレートが取得できない場合、参照為替レートは、参照為替レート決定日に計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法を用いて決定する。

「参照為替レート決定日」とは、満期日の5営業日前の日をいう。但し、当該参照為替レート決定日から満期日までの期間に予定外休日（計算代理人が決定する。）がある場合、参照為替レート決定日は調整されない。また、当該参照為替レート決定日が予定外休日である場合には、参照為替レート決定日は当該予定外休日の日とする。

「ムンバイ営業日」とは、ムンバイにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済を行っている日で、かつ一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している、土日以外の日をいう。

「予定外休日」とは、ムンバイ営業日以外の日で、参照為替レート決定日の2ムンバイ営業日前の午前9時（ムンバイ時間）過ぎまでに当該日が休日である旨が市場参加者に対し（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）公表されなかった日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨーク及びムンバイにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済を行い、かつ一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している、土日以外の日をいう。

「修正翌営業日調整」とは、満期日が営業日でない場合に当該日を翌営業日に延期し、延期によって翌暦月にずれ込むこととなる場合には、直前の営業日に繰り上げる調整方法をいう。

4.2. 違法事由による償還

（ ）本社債に基づく発行会社の債務の履行（発行会社により行われる計算又は決定を含む。）、又は（ ）本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の

当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、許可要件、方針若しくは要請（法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。）に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなると発行会社が誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて決定した場合（以下「違法事由」という。）、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外早期償還額（以下に定義する。）で本社債を償還することができる。この場合、当該通知後に満期償還金額又はその他の金額の支払は行われない。

本第4.2項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社はその裁量により選択した償還期限より前の日において予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

「予定外早期償還額」とは、本要項第7項により本社債の償還期限が到来した場合はその直前の又はその他の全ての場合においては発行会社による本社債の早期償還の決定直後（実務上合理的に可能な限り）の本社債の価額（計算代理人がその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下の ないし の要素に基づいて又はそれらを考慮の上決定する。）に相当する円金額（ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。）をいう。

本社債の満期までの残存期間

銀行間の貸付金利

(A)本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由（以下に定義する。）の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関からの重大な乖離の有無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利、又は(B)その他の全ての場合においては、計算代理人が予定外早期償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法により決定する。）

本社債が一つ又は複数の原資産にリンクされている場合、かかる原資産の価額、予想される将来のパフォーマンス及び/又はボラティリティ

(A)本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関からの重大な乖離の有無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）、又は(B)その他の全ての場合においては、計算代理人が予定外早期償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法によりその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算する。）、並びに、

計算代理人が関係すると考えるその他の情報（かかる償還の原因となった事由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。）

なお、本要項第7項に従った償還の場合、予定外早期償還額の計算は、当該債務不履行事由自体による発行会社の信用度に対する追加の又は直後の影響（発行会社の信用格付の実際の又は予想される格下げを含むが、これに限らない。）は考慮しない。

4.3. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる。

4.4. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべきすべての金額を意味する。

5. 支払

5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、日本円の主要な金融センターに所在する銀行に開設された円建口座への振り込みにより行われる。

5.2. 債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの記録に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として表示された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

5.3. 支払に対する法の適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令の対象となる。

5.4. 代理人の任命

諸代理人は発行会社のみ代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代わりの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。

当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

5.5. 商業銀行取引日以外の日

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。「商業銀行取引日」とは、ロンドン、東京、ニューヨーク及びムンバイにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、満期日については、上記本要項第4.1項に記載した調整に服する。

6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払について、（a）当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は（b）当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下「債務不履行事由」という。）が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより当該本社債は予定外早期償還額にて償還されるべきものとなる。但し、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

- (a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。
- (b) 発行会社が(i)支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合（法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。）、(ii)債務の全部若しくは重要な一部（若しくは特定の種類の債務）について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、(iii)適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、(iv)当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は(v)発行会社の債務の全部若しくは一部（若しくは特定の種類）に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本第7項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において、予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク（スイスにおける課税に関するリスクを含む。）及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び／又は税務顧問に相談する必要がある。

8.1. スイスにおける課税

スイス源泉徴収税

発行会社による本社債に関する支払、及び本社債の元本の返済は、発行会社がスイス国外において資金を使用することを条件に、スイス源泉徴収税の課税対象とはならない。

スイス連邦証券取引印紙税

発行日における本社債の発行及び販売は、スイス連邦証券取引高税の課税対象とはならない（Umsatzabgabe）（発行市場）。本社債の流通市場での売買には、本社債の購入価格の0.30%を上限とするスイス連邦証券取引高税が課される可能性がある。但し、スイス又はリヒテンシュタインにおけるスイス連邦印紙税法（Bundesgesetz über die Stempelabgaben）に定義される証券業者が取引の当事者であるか、又は取引の仲介業者であり、かついかなる免除も適用されない場合に限る。免除は、とりわけ社債の取引の各当事者でスイス又はリヒテンシュタインの居住者ではない者に適用される。

税法上のスイス非居住者である投資家に対する所得税

税法上のスイス居住者ではなく、当該課税年度中にスイス国内の恒久的施設を通じて本社債を保有していない本社債権者は、その保有する本社債についてスイスにおける所得税を課されることはない。

税法上のスイス居住者である個人が私有財産として保有する本社債に対する所得税

本社債を私有財産の一部として保有する個人が当該本社債の売却その他の処分により実現した損益は、原則として、スイス所得税の課税対象ではなく、また課税所得の控除対象でもない（プライベート・キャピタルゲイン又はロス）。これは、スイス税法上、本社債が社債及びオプションで構成される透明性を有するストラクチャード商品として取り扱われる場合、本社債について本社債権者が収受する（組み込み）オプション・プレミアムにも同様に適用される。

前記にかかわらず、本社債の利回りの大部分が定期的な支払いではなく一括払い（überwiegende Einmalverzinsung）から生じる場合には、キャピタルゲインに所得税が課される可能性がある。かかる本社債から生じる損失は、同一の課税年度中に類似商品により認識された利益から控除できる。

本社債から生じる所得のうち、プライベート・キャピタルゲイン（オプション・プレミアムを含む。）以外のものは、課税対象となる。これはとりわけ、定期的な利払い、発行割引、返済プレミアム及びその他の保証支払金に適用される。元本返済は課税対象ではない。本社債権者は、当該本社債権者に対する支払いで、対象指標の配当平準化に関連するもの（もしあれば）について所得税を課される。

税法上のスイス居住者である個人又は事業体が事業資産として保有する本社債に対する所得税

スイス国内における事業を通じて本社債を保有する個人及びスイス居住者である法人納税者、並びに海外に居住する法人納税者で、スイス国内の恒久的施設を通じて本社債を保有する者は、該当する課税年度の損益計算書において、本社債の処分若しくは償還により実現された利払い及び損益（日本円／スイス・フランの為替レートの変更又は市場金利の変更に關するものを含む。）、又は（場合により）本社債に関連して実現された損失を認識するよう義務付けられており、当該課税年度における課税所得の純額について、その時点での実勢課税レートによる課税対象となる。スイス居住者である個人で、スイス所得税法上、とりわけ証券による頻繁な取引又はレバレッジ取引を理由に「専門証券業者」に分類される者にも、同一の課税上の取扱いが適用される。

課税における国家間の自動的な情報交換

スイスは、EUとの間で課税における国家間の自動的な情報交換（以下「AE01」という。）に関する多国間協定（以下「AE01協定」という。）を締結した。当該協定は、全EU加盟国28カ国及びジブラルタルにおいて適用されている。また、スイスは、金融口座情報の自動的な交換に関する多国間の管轄当局間協定（以下「MCAA」という。）に署名し、MCAAに基づき、その他の国々との間の二国間AE01協定が多数発効した。AE01協定及び二国間AE01協定並びにスイスの施行法に基づき、スイスは、EU加盟国、ジブラルタル又は締結国の居住者の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される本社債（場合による。）を含む金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得に関するデータについて、2017年から収集を開始し、2018年から情報交換を開始した。スイスは、より多くの国々とAE01協定を締結しており、今後も締結することを予定している。有効、署名済み及び有効となる予定のスイスのAE01協定の最新の一覧は、スイス連邦財務省のウェブサイトで見ることができる。

8.2. 日本における課税

（a）はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書の日付現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

下記（b）では、日本国の居住者である個人の本社債に関する課税上の取扱いの概略について、また下記（c）では、内国法人についての本社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。但し、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

（b）日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が本社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて元本の償還による償還金の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。

申告分離課税の対象となる、本社債の譲渡損益、及び償還差損益については、一定の条件及び限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、及び譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本社債は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続及び取扱いとなる点があるため、注意されたい。

（c）内国法人

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。また、公益社団法人又は公益財団法人以外の一般社団法人又は一般財団法人である内国法人が支払いを受けるべき償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（15%の所得税及び復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課されるが、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

8.3. 米国における課税

以下は、非米国人保有者による本社債の取得、保有及び処分に関して、米国連邦所得税上の重大な影響の一部について述べるものである。本項において、「非米国人保有者」とは、米国連邦所得税の目的における非居住外国人、

米国連邦所得税の目的における外国法人、又はその利益が純利益ベースで米国連邦所得税の対象とならない遺産財団若しくは信託である、本社債の実質的保有者をいう。組合（米国連邦所得税の目的において組合とみなされる事業体を含む。）が本社債を保有する場合、組合員に対する課税上の取扱いは、一般的に組合員の地位及び組合の活動

に左右される。非米国人保有者ではない投資家又は組合である投資家は、本社債への投資に関する米国連邦所得税上の留意点について、各自の税務顧問に相談すべきである。

本概略は、1986年米国内国歳入法（以下「歳入法」という。）と同法に基づき発行される財務省規則、並びに現在有効な（又は場合により提案されている）判決及び決定の解釈（いずれも変更される可能性がある。）に基づいている。それらの変更は、遡及的に適用される可能性があり、本項に記載される米国連邦所得税上の取扱いに悪影響を及ぼす可能性がある。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況における米国連邦所得税法の適用について、またその他の課税管轄地の法律により本社債の購入、実質的保有及び処分に関して課される税務上の影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

投資家は、米国の連邦、州、地方その他の税法が、本社債の購入、保有及び処分に関して自らに及ぼす影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

第871条(m)に基づく配当同等物の源泉徴収

歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。かかる支払金には、原則として税率30%の米国の源泉徴収税が課される。

最終規則では、配当同等物とは、有価証券貸借取引又は買戻条件付取引による原有価証券の配当金、「指定想定元本契約」（以下「指定NPC」という。）による原有価証券の配当金、指定エクイティ・リンク商品（以下「指定ELI」という。）による原有価証券の配当金、及びその他実質的に類似する支払金の支払を参照する支払又はみなし支払であると規定されている。当該規則では、支払金には、原有価証券に関する配当への参照が明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、配当同等支払金が含まれると規定されている。原有価証券とは、ある事業体に対する持分を有しており、財務省規則第1.861-3条によりかかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある場合において、かかる持分をいう。「NPC」とは、財務省規則第1.446-3条(c)に定義される想定元本契約をいう。エクイティ・リンク商品（以下「ELI」という。）とは、一つ又は複数の銘柄の原有価証券の価値を参照する（有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の）金融商品であり、これには先物契約、先渡契約、オプション、債務証券又はその他の契約による取決めが含まれる。「第871条(m)取引」とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引、指定NPC又は指定ELIをいう。

最終規則及び指針は、2017年1月1日以降2019年1月1日より前に発行される取引については、原有価証券に関するデルタが1であるNPC又はELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとすると規定している。2019年1月1日以降に発行された取引については、(a)原有価証券に関するデルタが0.8以上であった「単純」NPC又は「単純」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとし、また(b)原有価証券に関する実質的同等性テストにより適格とされた「複雑」NPC又は「複雑」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとする。単純契約のデルタの決定及び複雑契約の実質的同等性テストの実施は、行われる可能性のある第871条(m)取引が価格決定される日又は行われる可能性のある第871条(m)取引が発行される日のいずれか早い方の日に行われる。但し、行われる可能性のある第871条(m)取引が、その発行時点の14暦日前より前に価格決定された場合には、発行される日を採用しなければならない。また、投資家への販売前に在庫として保有される本社債のデルタ又は実質的同等性については、一定の場合において、在庫から販売又は処分される時点で再テストが要求されることがある。在庫から販売された本社債が第871条(m)取引に該当するものと決定され、発行時に販売された同一シリーズの本社債は第871条(m)取引に該当しないと決定されていた場合、発行時に販売された本社債の保有者は、発行会社又は源泉徴収代理人が発行時に投資家に販売された本社債を特定して、これを在庫から販売された本社債と区別することをしない又はすることができない場合に、悪影響を受ける可能性がある。

当該規則に定める効力発生日の目的上、一定の事由により、発行済の本社債が新規の有価証券として発行されたものとみなされる場合がある。例えば、対象銘柄又は指標の再構成又はリバランスは、当該再構成又はリバランスに関して裁量権を行使していることを根拠に、本社債の重大な変更該当し、したがって当該事由の発生に伴う本社債のみなし発行であるとの主張が米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）によりなされる可能性がある。また、保有者が原エクイティ又は本社債に関する他の一定の取引を締結し又は既に締結している場合は、これらの規則に基づき米国の源泉徴収税が本社債に適用される可能性がある。原有価証券又は本社債に関する他の取引を締結し又は既に締結し

ている保有者は、当該他の取引との関連による本社債への歳入法第871条(m)の適用について、各自の税務顧問に相談すべきである。

支払の源泉徴収は、実際の配当金に基づくか、又はその他適用ある規則に基づき発行会社により通知がなされている場合は、本社債の価格決定に使用された配当見積額に基づき行われることとなる。本社債が、配当見積額に加えて、原有価証券の配当額を反映するための支払について定めている場合は、源泉徴収は支払の合計額に基づくものとする。本社債の発行が第871条(m)取引に該当する場合には、各配当同等物の金額に関する情報、行われる可能性のある第871条(m)取引のデルタ、源泉徴収及び預託された税額、配当見積額その他当該本社債について規則を適用するために必要な情報が、適用ある規則により許容される方法により、本社債権者に対し提供、連絡又は開示される。源泉徴収税は、保有者が原有価証券の配当金について本社債につき同時期の支払を受領しない場合においても適用される場合がある。米国の租税は、配当同等物に該当する支払又はみなし支払のあらゆる部分（適切である場合、購入価格の支払を含む。）について徴収される。

源泉徴収が適用される場合、例えば保有者がその他適用ある条約に基づく減額措置の適用条件を満たしていたとしても、源泉徴収の税率が軽減されない場合がある。但し、租税条約に基づき低税率の源泉徴収の適用を受ける権利を有する非米国人保有者は、米国の納税申告書を提出することにより、超過して源泉徴収された金額の還付請求を行うことができる場合がある。しかしながら、保有者は、適用ある条約に基づく金額を超過して源泉徴収された金額について適切に還付請求を行うために必要な情報の提供を受けられない可能性がある。またIRSは、還付請求の目的上、保有者に対して、本社債について支払われた源泉徴収税の還付を認めない可能性がある。最後に、保有者の居住税務管轄地域において、保有者による配当同等物の金額に関する米国の源泉徴収税の還付請求が認められていない可能性がある。発行会社は、源泉徴収された金額について、いかなる追加金額の支払も行わない。

本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象となる取引に該当するか否かに関する発行会社による決定が、関連ある発行条件書に記載される場合がある。本社債に関する発行条件書においては、発行会社は、本社債（他の取引は考慮しない。）は、当該取引として取り扱われるべきではないと決定している。発行会社による決定は、原則として保有者を拘束するものであるが、IRSを拘束するものではない。IRSは、発行会社による反対趣旨の決定にかかわらず、本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象である旨有効に主張することができる。これらの規則は、非常に複雑なものとなっている。保有者は、これらの規則が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及び本社債に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談すべきである。

米国不動産への外国投資に関する課税上の留意点

保有者は、財務省規則第1.897-1条(c)において定義される「米国不動産持分（U.S. real property interest）」（以下「**米国不動産持分**」という。）の処分につき米国連邦所得税の対象となる可能性がある。当該処分による一切の収益は、非米国人保有者による米国取引又は事業に有効に関連しているものとして取り扱われ、処分により実現した利益に対する課税及び源泉徴収の対象となる。米国不動産持分は、米国不動産に対する直接持分又は歳入法第897条に定める意味においての米国不動産を所有する企業（以下「**米国不動産所有企業**」という。）に対する持分により構成され得る。但し、原則として、米国不動産所有企業に対する持分が当該企業の通常取引される株式の5%以下である場合、当該持分は米国不動産持分に該当しない。

したがって、米国不動産持分とみなされる一切の原有価証券の持分、又は当該原有価証券の価値の上昇又は当該原有価証券により生じる収益又は利益の総額又は純額に基づきリターンが発生するその他の持分を直接的、間接的又は解釈上保有する保有者は、当該保有者が直接的、間接的又は解釈上保有する当該原有価証券の持分を考慮した場合の当該原有価証券の持分の原則5%超を保有する場合には、有価証券の売却又は取引に対する米国連邦所得税の対象となる可能性がある。有価証券の保有はまた、当該その他の持分の課税に影響を及ぼす可能性がある。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業であるか否かの決定を行う意思はない。原有価証券に対する持分の発行者は米国不動産所有企業である可能性があり、また、本社債が米国不動産持分に対する所有持分又は米国不動産持分に係るオプションを構成し、これにより上述した結果がもたらされる可能性がある。また、当該原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業ではない可能性もある。

各保有者は、有価証券の取得に関連し、直接的か、間接的か又は解釈上にかかわらず、米国不動産所有企業と解される各原有価証券の持分の5%超を保有せず、また将来においても保有しない旨表明したものとみなされる。クレディ・スイス・エイ・ジー及び一切の源泉徴収代理人は、当該表明の正確性に依拠する。本項の説明において、財務省規則第1.897-1条(d)に定める意味における、債権者としてのみの持分以外の一切の持分は、原有価証券の持分の所有として取り扱われる。発行会社が源泉徴収を行わなかった場合においても、仲介源泉徴収代理人が有価証券について源泉徴収を行わない保証はない。また保有者は、源泉徴収額を超過する米国所得税上の義務（もしあれば）を負う可能性がある。発行会社は、歳入法第897条に起因する源泉徴収額又は税制上の義務について、いかなる追加金額の支払も行わない。

保有者は、原有価証券に対するその他の持分の影響、当該その他の持分に対する本社債の保有の影響、及び前段落に記載の表明を行うことによる結果について、各自の税務顧問に相談するべきである。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく報告及び源泉徴収

一般的に「FATCA」と称される特定の税情報の報告及び源泉徴収に関する規定に基づき、「外国金融機関」（当該金融機関が、その管轄地においてFATCAを施行するために適用される規則又は当該金融機関とIRSとの間で締結された合意に従って、とりわけ、その口座に関する特定の情報の報告及び源泉徴収に関する義務を遵守しない場合）並びに発行会社又は仲介金融機関からの保有証明書及び身元に関する情報の要求に従わないその他の保有者又は実質的保有者に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、30%の源泉徴収税が課される。

「FATCA」とは、歳入法第1471条乃至第1474条、それらの最終的な現在若しくは将来の規則若しくは公式な解釈、歳入法1471条(b)に基づき締結された合意、歳入法の同条の施行に関して締結された政府間の合意に基づき採択された米国若しくは非米国の財務若しくは規制上の法律、規則若しくは慣行、又はその他非米国の税情報の報告制度をいう。

「源泉徴収可能な支払」には、一般に、(1)米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得（以下「FDAP」という。）の支払（歳入法第871条(m)に基づく「配当同等物」とみなされる本社債に対する支払を含む。）、並びに(2)米国源泉の利息又は配当を生じる可能性のあるあらゆる資産（本社債に対する支払が歳入法第871条(m)に基づく「配当同等物」とみなされる場合、当該本社債を含む。）の売却、償還又はその他の処分によるグロス収益が含まれる。「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び「外国パススルー支払」（現在のところ、当該用語の定義はなされていない。）をいう。

クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の仲介外国金融機関は、IRSに対して本社債権者に関する情報を報告することを義務付けられる場合がある。また、クレディ・スイス・エイ・ジー又はその他の源泉徴収代理人は、保有者又は実質的保有者が関連する情報を提供しない場合、適用ある情報報告義務を遵守していない外国金融機関である場合、又はかかる不適合外国金融機関を通じて直接又は間接に本社債を保有している場合、本社債に基づく支払（グロス収益を含む。）に対して30%の税率で源泉徴収を行うことを義務付けられる場合がある。FATCAはまた、実質的米国保有者の氏名、住所及び納税者識別番号を開示しない（又は実質的米国保有者を顧客に持たない旨を証明しない）一定の外国事業体に対して支払（グロス収益を含む。）を行う源泉徴収代理人に、30%の税率で源泉徴収を行うことを義務付けている。FATCAに基づく源泉徴収は、支払の受益者が米国人であるか否か又はその他の点で適用ある米国との租税条約により若しくは米国の国内法により源泉徴収税の賦課を免除される資格を有するかにかかわらず適用され得る。さらに、FATCAに基づき源泉徴収又は送付される金額に関する返金又は入金処理には、特定の要求及び制限が適用され得る。クレディ・スイス・エイ・ジーはFATCAに基づく源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

下記の例外規定が適用されるものの、FATCAに基づく源泉徴収は、源泉徴収可能な支払、2019年1月1日以降に行われる、米国源泉の利息又は配当を生じる可能性のある資産の売却、償還又はその他の処分によるグロス収益の支払、及び2019年1月1日以降に行われる外国パススルー支払に対して、現在又は将来において適用される。前記にかかわらず、上記のFATCAの源泉徴収に関する規定は、一般的に、2014年6月30日時点で未払の（米国課税上、エクイ

ティとして取り扱われる商品又は満期若しくは期間の定めがない商品以外の)債務(以下「適用除外債務」という。)には、同日後に当該債務に重大な変更が行われない限り適用されない。

本社債に対する支払がFATCAに基づく源泉徴収の対象にならないという保証はない。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況において、FATCAが本社債への投資にいかなる影響を及ぼすかの判断について、各自の税務顧問に相談すべきである。

米国連邦遺産税の取扱い

個人が死亡時に本社債を保有していた場合、当該本社債に対して米国連邦遺産税が課される場合がある。米国外に居住していた保有者の総遺産には、米国内の財産のみが含まれる。保有者は、死亡時に本社債を保有していた場合の米国連邦遺産税の帰結について、各自の税務顧問に相談すべきである。

バックアップ源泉徴収及び情報報告

本社債権者は、正確な納税者識別番号を提供しない場合、米国人本社債権者でないことを立証する所定の証明手続に従わず、若しくはその他の適用ある免除資格の証明を行わない場合、又はその他のバックアップ源泉徴収ルールの適用要件を満たさない場合には、当該保有者に対する一定額の支払に関してバックアップ源泉徴収を課される場合がある。バックアップ源泉徴収は、付加税ではない。バックアップ源泉徴収ルールに基づく源泉徴収額については、米国連邦所得税債務からの控除を請求することができ、債務を超過する額については、必要情報を適時にIRSに対して提供した場合、還付を受けることができる。本社債権者は、自身に支払われた特定の金額に関してIRSへ情報を報告する義務を負う場合もある。但し、(1)適切に作成されたIRSのフォームW-8(又はその他の適格書類)を提出した場合、又は(2)その他適用除外を受けるための根拠を提示した場合を除く。かかる源泉徴収が適用される場合、クレディ・スイス・エイ・ジーは源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件(発行価格を除く。)で本社債を随時追加設定し、発行することができ(疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。)、これを本社債と統合し、1つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知に関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は(本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合)書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、関連決済システムが当該目的のために認めた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによ

て、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面金額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数（当該時点において本社債の未償還額面金額を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する2名以上の者とする。但し、当該集会の議事に（とりわけ）下記（a）ないし（f）の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面金額の75%以上（又は延会の場合は25%以上）を保有又は代表する2名以上の者とする。（a）本社債に関する支払日を変更すること、（b）本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、（c）本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、（d）本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、（e）特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は（f）社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する（当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。）。

代理契約には、本社債の未償還額面金額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は1つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、（a）曖昧性を無くするため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため（但し、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。）、又は（b）明白な誤りを訂正するために、本要項、CS捺印証書及び（その他の当事者と共同で）代理契約の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人：	ロンドン支店を通じて行為する
	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
	ロンドンE14 5AL
	カナダ・スクエア 1

財務代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドンE14 5AL
カナダ・スクエア 1

計算代理人： クレディ・スイス・インターナショナル
ロンドンE14 4QJ
カボット・スクエア 1

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び／又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。但し、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人による、本要項に基づく権限の範囲におけるすべての計算、決定及び裁量の行使（該当するものとして本要項に既に記載されているか否かは問わない。）は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行われるものとし、（それに伴い適用される規制上の義務がある場合には）適用される規制上の義務に従って、当該計算、決定及び裁量の行使により公正な取扱いが行われるかということに配慮した上で行われるものとする。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りが無い限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社（以下「代替会社」と総称する。）に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

- (a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド若しくはムーディーズ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー（若しくは発行会社の格付を付与するムーディーズのその他の機関）から取得した格付以上の無担保長期債格付（若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付）を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。

- (b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項（必要な承諾を得ることを含む。）が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。
- (c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

以上に関して、「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

15. 第三者

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

16. 準拠法及び管轄

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下、総称して「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続を英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行わないことに同意し、英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本第16項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、1箇所以上の法域における法的手続の提起は、（同時に否かを問わず）他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、信用リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還金額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

発行会社の信用度に関するリスク

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利／為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、円為替、円金利市場、インド・ルピー金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

カントリー・リスク

本社債の元金及び売却価格は、円／インド・ルピー間の為替レートの変動の影響を受ける。インド共和国は新興国であるため、一般的に主要先進国に比べて経済・政治・社会情勢、信用状況等の変化が起こりやすく、情勢の急変などにより信用不安が高まり、金融市場が混乱し、市場規制が発動される場合がある。そのため、インド共和国のこれらの国情の変化（政治・経済・取引規制等）が本社債の元金及び売却価格に悪影響を及ぼすことがある。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金は円貨で支払われるが、当該円貨額は参照為替レート決定日における参照為替レートによってインド・ルピー額を円貨額に換算したものであるため、参照為替レート決定日に有効な円／インド・ルピー間の為替レートにより変動する。そのため、円貨により投資を行った者は、本社債に対する円貨による投資額を全額回収することができない場合がある。

為替変動リスク

本社債はインド・ルピー建てであるが、元金は円貨で支払われるため、商品の性格上、元金及び売却価格は、円／インド・ルピー間の為替レートの変動の影響を受ける。円／インド・ルピー為替相場は、外国為替市場の需給関係によって決定され、この需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢などのファンダメンタルズ、政治情勢、政府の市場介入姿勢、投機的・突発的要因など、さまざまな要因が重なりあって影響を受ける。これらの要因が円／インド・ルピー為替相場に影響を与え、本社債の価値を下げることもありうる。

発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて本社債を購入することを希望する場合の価格（もしあれば）を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関する手数料並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがあります。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りのの方が低いこともあります。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人の間で利害が対立する場合がある。社債の要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場（他の契約上の関係や活動等）で利害関係を有することがある。計算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称並びに売出人の名称を記載する。

目論見書の表紙裏には、以下の文言を記載する。

「クレディ・スイス・エイ・ジー 2029年10月24日満期 インド・ルピー建ゼロクーボン社債（円貨決済型）（以下「本社債」といいます。）の償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

本社債の償還金は日本円で支払われますが、その金額は、日本円／インド・ルピー間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出要項」をご参照ください。なお、本社債には利息は付されません。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、かつ今後も登録されず、合衆国証券法による登録免除の適用を受ける一定の取引以外の場合には、合衆国において、又は合衆国人に対して、その計算で又はその利益のために、これを募集し又は売付けることはできません。ここでの用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに定める意味を有します。（下記はその英文です。）

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933 (as amended; the "Securities Act") and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

この特記事項の直後に挿入される契約締結前交付書面及び無登録格付に関する説明書は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社のみの責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行会社はこれらの書類につき一切責任を負いません。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成及び交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

また、目論見書の表紙裏の特記事項の直後に契約締結前交付書面及び無登録格付に関する説明書が挿入される。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2018年度）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
2019年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類の提出日（2019年9月18日）までの間において生じた重大な変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、本発行登録追補書類の提出日（2019年9月18日）現在においてもその判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

